

# ○ 公益社団法人京都府獣医師会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人京都府獣医師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、獣医学術の振興普及と獣医業務の公正なる発達を図ることにより、動物の保護衛生の向上、公衆衛生の向上及び畜産の振興に寄与するとともに社会福祉の向上を目的とする。

## 第2章 事業

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 獣医師道の高揚に関する事業
- (2) 獣医畜産学術の振興普及及び調査研究に関する事業
- (3) 動物の保健衛生及び公衆衛生の向上に関する事業
- (4) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく狂犬病予防に関する事業
- (5) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づく食鳥検査に関する事業
- (6) 動物愛護及び健康管理に関する事業
- (7) 獣医師の知識、技術の向上のための事業
- (8) 社会福祉の向上に関する事業
- (9) 会員の福祉及び厚生に関する事業
- (10) その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した獣医師
  - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会を希望する個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の議決によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その会員の資格を喪失する。

- (1) 前7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時社員総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき会長理事が招集する。

2 会員総数の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選任する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議決)

第17条 総会の議決は、総会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、各候補者ごとに第1項の議決を行わなければならない。理事又は監事の候補者数の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛同を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 支部、部会及び委員会

(支部)

第19条 この法人に支部を設け会員を分属するものとし、支部に関する規定は、理事会の議決を得て、別に定める。

(専門部会の設置)

第20条 この法人に専門的事項を企画研究する専門部会を設けることができる。

2 専門部会に関する規定は、理事会の議決を得て、別に定める。

## 第6章 役員

(役員の種類)

第21条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上12名以内
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長理事とする。
- 3 会長理事以外の理事のうち、2名を副会長理事とし、1名を業務執行理事とする。
- 4 前項の会長理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の議決によって選任する。

2 会長理事、副会長理事及び業務執行理事は、理事会の議決によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会の定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 副会長理事は、会長理事を補佐する。
- 4 会長理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数にたりなくなるときは、任期の満了又は辞任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の議決によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第28条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会によって推薦し、選任する。
- 3 顧問は、この法人の重要事項に関し、会議に出席して答え、又は意見を述べるすることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。

## 第7章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 この法人は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長理事、副会長理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長理事が招集する。

- 2 会長理事が欠けたとき又は会長理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 食鳥検査運営委員及び食鳥検査運営委員会

(食鳥検査運営委員)

第34条 この法人に食鳥検査運営委員を置く。

- 2 食鳥検査運営委員は、5人以上7人以内とし、理事、学識経験者等のうちから理事会の承認を得て、会長が任命する。

- 3 食鳥検査事業と実質的に競争関係にあり、若しくは利害関係の相反するおそれのある事業を営み、又はこれに従事する者は食鳥検査運営委員に就任することができない。
- 4 食鳥検査運営委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 食鳥検査運営委員のうち、1人を互選により食鳥検査運営委員長とする。
- 6 食鳥検査運営委員は、無報酬とする。

(食鳥検査運営委員会)

第35条 この法人に食鳥検査運営委員会を置く。

- 2 食鳥検査運営委員会は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条に規定する食鳥検査業務を適正かつ公正に実施するため、食鳥検査運営委員をもって構成する。
- 3 食鳥検査運営委員会は、次の事項を審議決定する。
  - (1) 食鳥検査業務の執行計画、組織及び管理に関すること
  - (2) 食鳥検査業務に関する諸規程の制定及び改廃に関すること
  - (3) その他、食鳥検査諸業務の遂行上必要な事項
- 4 食鳥検査運営委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、別に定める。

## 第9章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長理事及び次の書類を作成し監事の審査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
  - (2) 事業報告書の付属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告書
    - (2) 理事及び監事の名簿
    - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (4) 運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残高の算定)

第39条 会長理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方自治体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の議決を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方自治体に贈与するものとする。

## 第11章 委員会

(委員会)

第44条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の議決により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、正会員のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の委員は、無報酬とする。
- 4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 第12章 事務局

(事務局)

第45条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事会の承認を得て会長理事が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、会長理事が理事会の議決を得て別に定める。

## 第13章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 附 則

- 1 この定款の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この定款に定めるもののほか、この定款の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 2 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の日から施行する。
- 3 この法人の最初の会長理事は原哲男とする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。